解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月十四日
山口県周南市今宿町三丁目一〇番地
有限会社藤井コンピューターサービス
清算人　藤井　正道

解散公告

当組合は、平成二十五年十月十八日開催の臨時総会の決議により平成二十五年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月十四日
福岡県北九州市八幡東区枝光二丁目一番一五号　福岡ヒューマンネット協同組合
清算人　進藤　政成

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月十四日
熊本市西区島崎三丁目四番一七号
有限会社ファミコンショップサンライト
清算人　清田　卓郎

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月十四日
茨城県猿島郡境町三九一番地の一境町役場内
財団法人境町開発公社
代表清算人　斉藤　進

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年九月二日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月十四日
高知県高知市河ノ瀬町字上田ノ丸一〇二番地四
財団法人城山保育園運営協議会
代表清算人　河内　政寿

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月三十日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月十四日
宮城県塩竈市東玉川町六番四号
社団法人塩竈フットボールクラブ
代表清算人　小幡　忠義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南一六条西一六丁目一九番地、最後の住所札幌市中央区南二三条西一二丁目一番六―四〇一号
被相続人　亡　堤　敬喜
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月十四日
事務所札幌市中央区南一条西九丁目　第二北海ビル三階　堀江・大崎・綱森法律事務所
所　相続財産管理人　弁護士　綱森　史泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県能代市末広町三四番地、最後の住所埼玉県新座市野火止一丁目一六番六―一〇六号
被相続人　亡　塚本　キミ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月十四日
さいたま市大宮区吉敷町一丁目六二番地マレーS・Tビル四〇三号はるか法律事務所
相続財産管理人　弁護士　満尾　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市二十世紀が丘中松町七七番地、最後の住所千葉県松戸市二十世紀が丘美野里町一六一番地　被相続人　亡　福島　一介
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月十四日
事務所千葉県柏市柏六―九―一八　柏パークビル五階　柏の森法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松本　尚道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区大久保二丁目五四番地、最後の住所千葉県市原市安須一一〇番地一　浅井方
被相続人　亡　布施惠美子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月十四日
事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号
建設会館ビル一階　プライム法律事務所
相続財産管理人　弁護士　土屋　孝伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市姉崎五六三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　稲葉　富雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月十四日
事務所千葉市中央区中央四―一三―三一
高嶋ビル二階　門山綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　門山　宏哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市金杉台二丁目二番地、最後の住所茨城県牛久市上柏田四丁目三九番地二二
被相続人　亡　田丸　友己
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月十四日
東京都渋谷区代々木二―一〇―八新宿出雲ビル八階東京国際綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　河合　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県柳井市姫田二九九九番地、最後の住所神奈川県鎌倉市山ノ内六三五番地
被相続人　亡　松野　庸子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月十四日
横浜市中区日本大通一八ＫＲＣビルディング九階
相続財産管理人　弁護士　山本　安志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市金沢区六浦南一丁目一一三八番地、最後の住所横浜市金沢区六浦東一丁目二三番二三号　被相続人　亡　臼井　英明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月十四日
横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル五階
相続財産管理人　弁護士　村松　雄太

第２期決算公告

平成25年11月14日
札幌市西区二十四軒１条７丁目２番６―105号
株式会社ナースエナジー
代表取締役　亀井　紗織

貸借対照表の要旨（平成25年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	14,008
	固定資産	360
	資産合計	**14,368**
負債及び純資産の部	流動負債	2,215
	負債合計	**2,215**
	株主資本	12,153
	資本金	5,000
	利益剰余金	7,153
	その他利益剰余金	7,153
	（うち当期純利益）	(5,342)
	純資産合計	**12,153**
	負債・純資産合計	**14,368**